

(2018年7月11日改定)
(2019年7月10日改定)
(2021年4月1日JTB組織再編改定)
(2022年4月1日JTB組織再編改定)
(2024年7月11日改訂)

JTBグループ OB・OG会 関西支部会則

(総則)

第1条 この関西支部会則は、JTBグループOB・OG会（以下「BOB会」という）本部会則（以下「本部会則」という）第31条の定めに基づいて、関西支部内の事項を定める。

(活動)

第2条 支部はBOB会の目的を達成する為、次の活動を行う。

- (1) 情報類の送達
- (2) 支部会報（関西支部だより）の発行
- (3) クラブ活動の推進
- (4) 支部主催行事の実施
- (5) 地区活動（地区サロン）の推進
- (6) 弔慰の表意
- (7) 株JTB（以下「JTB」という）及びその関連会社・団体の事業に対する協力
- (8) その他必要と思われる活動

2 前号（3）のクラブの新設・改廃は理事会で協議決定する。

3 前号（5）の地区割りについては理事会で協議決定する。

(事務局)

第3条 支部の事務局は、株式会社JTB人事チーム（関西統括大阪駐在）内におく。

(会計)

第4条 支部は本部会則第9条及び10条の定めにより、支部会則第2条の活動にもとづいて、事業収支の予算を編成し、これを執行・決算する。

(総会)

第5条 支部は原則として、本部会則第22条に定める本部理事会(第1回)後、支部の通常総会（以下「総会」という）を開催する。

2 前号の定める外、支部役員の大過半数が必要と認めるとき、又は支部会員総数の4分の1以上の会員から請求があった時は、臨時に総会を開催する。

3 総会は支部長がその議長となるものとし、支部会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(総会付議事項・表決権)

第6条 総会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 運営計画及び収支予算
- (2) 決算報告
- (3) 会則の変更
- (4) その他重要事項

2 総会における会員の表決権は本部会則第18条を準用する。

(役員)

第7条 支部には、次の役員をおく。

- (1) 理事 若干名
- (2) 監事 1名

(役員を選出及び任期)

第8条 役員は総会で会員の中から選出する。

2 理事の互選により1名を支部長とするほか、必要により副支部長を置く。

- 3 総会における役員を選出方法は、別に定める内規による。
- 4 役員任期は2ケ年とする。ただし重任を妨げない。
- 5 役員に欠員を生じた場合は、本部会則第21条6項を準用する。
- 6 会務遂行に必要な場合、役員を補充することができる。
この場合の任期は次の改選期までとする。

(顧問)

第9条 支部は次の通り顧問を委嘱する。

- (1) 株式会社JTB ツーリズム事業本部 西日本エリア広域代表

(理事会)

第10条 支部会則第2条の活動に関して、会務の円滑なる遂行を図る為必要に応じ理事会を開催する。

(理事の会務担当)

第11条 理事は次の区分で会務を担当する。

- (1) 総務
- (2) 会計
- (3) 広報
- (4) 親睦
- (5) クラブ
- (6) 地区

(役員役割)

第12条 支部長は支部を代表し会務を総括するとともに、本部理事として本部理事会に出席し、重要事項を審議する。

2 理事は支部長を補佐し、支部会則第16条に定める幹事と協同して、支部内の実務処理に当たるほか、理事会で主要事項を審議する。

3 監事は支部の事業収支の状況を把握し、その結果を理事会及び総会に報告する。
また、理事会に出席して意見を述べることができる。

(支部の本部報告)

第13条 支部は次に掲げる取り扱いについて、理事会で決議し本部に報告する。

- (1) 本部会則第12条2項に定める会費免除の取り扱い
- (2) 本部会則第14条の定める休会の取り扱い
- (3) その他支部として必要と認める事項

(会員署名の集約)

第14条 支部は会員から本部会則第16条に定める臨時総会の請求があるときは、理事会において必要な会員署名を集約し、これを本部に報告する。

(資格喪失の確認)

第15条 支部は本部会則第13条に定める会員の資格喪失に該当する者が生じた場合には、理事会で調査のうえ本人の意志を確認し、これを本部に報告する。

(幹事)

第16条 支部に幹事をおき、支部役員と協同して会務の実務処理に当たる。

2 幹事は、株式会社JTB人事チーム人事担当マネージャー(関西統括大阪駐在)に委嘱する。

(その他)

第17条 この会則に定めのない事項は、理事会で決定する。